

令和2年（2020年）5月5日

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の使用停止の 協力要請の延長及び事業者への支援について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、5月6日（水）までとしていた休業要請及び飲食店の営業時間等の制限については、5月20日（水）まで延長し、感染状況の推移を確認しつつ、感染防止対策を徹底していただくことを条件に、段階的に制限を解除していくこととしました。

1 施設の使用停止の協力要請の延長

全国一律に緊急事態宣言が延長されたことを受け、本県としては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県・市合同専門家会議の意見を踏まえ、引き続き特措法第24条第9項の規定により協力を要請します。

（1）要請する内容等

感染拡大につながるおそれのある施設について、施設の使用停止の協力を引き続き要請します。協力要請を行う施設は、4月22日（水）の要請開始時から変更ありません。（詳細は、別紙1を御参照ください。）

（2）要請する期間

特措法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を引き続き要請する期間は、令和2年5月7日（木）から令和2年5月20日（水）までです。

（3）営業再開の判断

社会経済活動の維持との両立にも配慮し、密閉・密集・密接の「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとした基本的な感染防止対策の徹底を条件として営業の再開を可能とします。営業再開に当たっては、別添「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」を参考に、必要な対策を検討のうえ、実施していただきますようお願いいたします。

【裏面あり】

(4) 段階的な営業再開

- ・ 「「三つの密」を避けることができない「キャバレー」等、接待を伴う飲食店等については、営業再開の対象外とします。
- ・ 「「バー、漫画喫茶等の遊興施設」、「パチンコ店、マージャン店等の遊技施設については、「三つの密」の排除や、換気・消毒、人と人との距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を徹底することを条件に、5月11日（月）からの営業再開を認めます。
また、飲食店等の営業時間や酒類提供時間の制限についても、同様の感染防止対策の徹底を条件に、同じく5月11日（月）から制限を解除します。
- ・ その他、休業要請中のこれらの以外の施設については、基本的な感染防止対策を徹底することを条件に、5月7日（木）からの営業再開を認めることとします。

別添①「施設に応じた感染防止対策チェックリスト」参照

別添②「2020年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析・提言」（抜粋）」参照

別添③「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」参照

2 事業者への支援

感染拡大を防ぎ、早期に収束させることが、一刻も早い経済活動の再開に繋がるものと考えられます。今回の休業要請を延長しますが、引き続き国・県・市町村等の制度をパッケージとして活用してもらい、休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者を支援します。
※それぞれの制度の概要については、別紙2をご参照ください。

<休業要請や県の休業要請協力金・事業継続支援金>

相談窓口（9時～19時（平日・休日））

電話：096-333-2828（直通）

<国の持続化給付金>

コールセンター（8時30分～19時（5月・6月は毎日））

電話：0120-115-570

<国の雇用調整助成金>

熊本労働局（8時30分～17時（土日、祝日除く（※5/2～6は電話対応）））

電話：096-312-0086

<資金繰り支援>

※お近くの取扱金融機関にお尋ねください。

<商工会・商工会議所での相談>

資金繰りや各種助成制度等に関する相談を受け付けています。

※お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会にお尋ねください。

<市町村支援制度>

家賃支援など、独自の支援策を設けている市町村があります。

※各市町村にお尋ねください。

1 区域

熊本県全域

2 期間

令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで

3 協力要請内容

- ・ 特措法施行令第11条に規定する施設のうち、社会生活を維持する上で必要な施設等を除いた施設の管理者に対し、**特措法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を要請。**
- ・ また、これに該当しないが、使用停止が望ましい施設についても、**特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼。**
- ・ ただし、「三つの密（密閉・密集・密接）」が避けられない営業に使用する施設を除いては、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとした**基本的な感染防止対策の徹底（別添①～③参照）を条件として、営業の再開を可能とする。**→4（2）、4（3）
- ・ また、**飲食店においては、基本的に施設の使用停止の協力を要請しない施設に該当するものの、営業時間の短縮等の協力を依頼。ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件として、営業時間の短縮等の解除を可能とする。**

4 基本的に休業を要請する施設

(1) 営業再開の対象外の施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
遊興施設 ※「3つの密」が避けられない営業に使用する施設	キャバレー、ナイトクラブ、ディスコ、ショーパブ、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツバー、個室付浴場業に係る公衆浴場、店舗型ファッションヘルス等

(2) 感染防止対策の徹底を条件に5月11日（月）から営業再開が可能な施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
遊興施設	バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等

(3) 感染防止対策の徹底を条件に5月7日(木)から営業再開が可能な施設

【特措法による休業要請を行う施設】

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等 (感染防止のうえ営業可)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
学校(上記を除く)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

【特措法によらない協力依頼を行う施設(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)】

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

5 基本的に使用停止の協力を要請しない施設

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）。 <u>ただし、基本的な感染防止対策の徹底を条件に、5月11日（月）から制限を解除。</u>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※ 営業するすべての施設は、別添資料を参考とし、適切な感染対策を講ずること。

施設に応じた感染防止対策チェックリスト

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、主に以下の対策を徹底しています。

共通項目

1 「三つの密」を避ける

① 密閉空間を避ける

- 入り口のドアや窓を開け、換気扇を回す。
- 個室などの密閉した部屋は使用しない。

② 密集場所を避ける

- 対面ではなく横並びで座る。
- 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける。
または、人と人の間隔（2mを目安）を十分に確保する。

③ 密接場面を避ける

- 入場人数や滞在時間の制限。
- 入退出時や集合場所、会計時のレジ等における十分な間隔の確保。

2 その他

- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限。
- 咳エチケット、細めな手洗い、手指消毒の徹底。
- 従業員及び入場者に対するマスクの着用の徹底。
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置。
- 施設の適切な消毒や清掃。
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止。
- 休憩スペースの利用人数の制限。
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用。
- 万が一に備え、利用者の連絡先を把握（個人情報の取扱いに十分注意）。

業種別項目

1 遊興施設・遊技施設

- 大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整。
- 遊技機等の設備の稼働を数台おきに停止。
- パチンコ店については、看板の設置等による県外客の入店制限。

2 食事提供施設

- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛。
- 深夜帯における酒類提供の自粛。
- 以下の内容を客に励行。
 - ・ 家族以外での多人数（10人程度）での会食を避ける。
 - ・ 料理に集中、会話を控える。
 - ・ お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避ける。

※上記のほか、各業種・施設の特性に応じて、感染防止対策を実施。

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(抜粋)

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
 - 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫 (例)

内閣府 新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限						入場人数の 制限・滞在 時間の制限
	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	乗車人数 制限・ 時差通勤	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—	頻繁な換気 (窓開け、扇風機)						テラス席 2方向換気
衛生 対策 その他	—	マスク着用						
	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生	入場時手指衛生	こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生	
—	共用物品・設備の消毒 (ディスプレイの利用も)、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—	
—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						—	

新型コロナウイルスで影響を受ける事業者への支援

別紙

休業要請の対象となる事業者だけでなく、感染拡大の影響を受けている多くの事業者の方々を幅広く支援します

資金繰りを強力に支援

予算規模
約288億円

県制度融資による資金繰り支援

(融資枠計1,500億円、融資限度額 2.4億円)

【新型コロナウイルス感染症対応資金】

5/1から事前相談受付、5/7から取扱開始

- ・融資限度額3千万円、保証付きの既往債務の借換も含め、3年間の実質無利子や保証料免除、据置最長5年間

【金融円滑化特別資金（コロナ既存分）】

- ・融資限度額8千万円、保証料免除、一部市町村において利子を補助
- ・熊本地震時借入分の借換が可能

雇用の継続への支援

予算規模
約1.2億円

【中小企業等に対する経営相談体制の強化】

政府要望により、雇用調整助成金について中小企業の負担を最大10割まで助成拡大

- 雇用関係助成制度の活用支援
中小企業等に社会保険労務士を派遣し、雇用調整助成金等の利用を支援 (5/1拡充)
- 資金繰り等の経営不安に対するきめ細かな相談支援

事業継続への支援

予算規模
42.6億円

【熊本県休業要請協力金】

休業要請に応じていただいた中小企業等

一律10万円

※5月7日受付開始

【国持続化給付金】

- ・対象者：中堅企業・中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ・要件：売上が前年同月比で50%以上減少

- ・給付額
法 人：200万円
個人事業者：100万円

※5月1日電子申請開始

【熊本県事業継続支援金】

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等を県が重点的に支援

- ・対象者：国持続化給付金と同じ
- ・要件：売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少

- ・支援額
法 人：20万円
個人事業者：10万円

※5月中に受付開始予定